要望書

令和4年9月

沖 縄 県

防衛大臣

浜田 靖一 殿

沖縄県知事 玉城 デニー

要望書

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後77年、本土復帰50年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災、自然環境の破壊や米軍人等による事件・事故は、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えています。

実際、昨年は、4月に在沖米海兵隊軍属による強制性交等未遂事件が、10月には在沖米海兵隊員による強制性交等致傷事件等が発生したほか、在沖米海兵隊員による住居侵入事件や建造物侵入事件などの刑法犯罪が41件発生しており、また、今年は、在沖米海兵隊員により、3月に窃盗事件が、5月に建造物侵入事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えました。

米軍基地問題を抜本的に解決するためには、米軍基地の整理・縮小、 日米地位協定の見直しを進めることが重要であると考えております。

米軍基地の整理・縮小については、「再編実施のための日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に 基づく在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返 還を確実に実施していただくとともに、これまでの基地の整理縮小の検証及び基地負担軽減の検討のための協議の場を設けていただきたいと考えております。

特に、普天間飛行場については、同飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や、同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性の除去に早急に取り組んでいただく必要があります。

また、辺野古新基地建設については、先日行われた選挙を含めた過去 3回の県知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに 絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されてお ります。政府は、この民意を真摯に受けとめ、辺野古新基地建設を断念 し、問題解決に向け、県との対話に応じるべきであると考えておりま す。

さらに、日米地位協定については、一度も改正されないまま締結から 60年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まりの 中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることか ら、抜本的な見直しを行っていただく必要があります。

政府においては、沖縄の現状を十分に認識し、基地の整理・縮小、日 米地位協定の見直し、辺野古新基地建設の断念、普天間飛行場の速やか な運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉 鎖・返還等、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、 次のとおり要望します。

目 次

1	辺野古新基地建設の断念について1
2 県	普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、 と外、国外移設及び早期閉鎖・返還について3
3	オスプレイの配備撤回について 5
4 逻	在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返 遺等について
5	日米地位協定の抜本的な見直しについて10
6	嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減に いて10
7	米軍の活動に起因する環境問題や公衆衛生について19
8	米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について…26
9	嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について29
10	米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について30
11 ナ	ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡 <並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について32
	米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置 Fについて34
13	尖閣諸島を巡る問題について36
	沖縄県周辺海域における中国による危険な軍事訓練の中止を 3し入れること等について38
15	自衛隊の配備及び米軍の運用について39
16	不発弾処理における負担の軽減について4

1 辺野古新基地建設の断念について

要望

- (1) 「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。
- (2) 辺野古新基地建設問題の解決に向けた沖縄県との対話に応じること。

説明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去2回の知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票においても反対の民意が圧倒的多数で明確に示されております。さらに、辺野古新基地建設の是非が明確な争点となった今回の知事選挙においても揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。

加えて、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、令和3年11月に公有水面埋立変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認となり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となったことから、沖縄県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないと考えております。

辺野古・大浦湾の沿岸域については、防衛省沖縄防衛局による環境 影響評価調査において、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の海域生 物が確認されている人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世 代に引き継いでいくべきものと考えております。

同海域は、ジュゴンやサンゴなどの貴重な生物が生息し、その生物 多様性においても、国内の世界自然遺産登録地である知床や小笠原諸 島等と比べても何ら遜色ないと考えており、2019年10月には、米国の 環境NGOミッション・ブルーにより、大浦湾とその周辺海域一帯 が、日本で初めての「ホープ・スポット(希望の海)」として登録されました。

県民の理解が得られない辺野古新基地建設を強行することにより、これに反対する県民感情の高まりが米軍全体への抗議に変わると、在沖米軍基地の安定運用は難しくなり、ひいては、今後の日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになるのではないかと心配しております。

これらのことから県としては、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていく民主主義の姿勢により解決していくことが重要と考えており、政府においては、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を断念し、問題解決に向けた沖縄県との対話に応じていただきたいと考えております。

2 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、 県外、国外移設及び早期閉鎖・返還について

要望

- (1) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むこと。
- (2) 普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を早期に開催すること。
- (3) 普天間飛行場の速やかな運用停止を実現するため、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど、日米両政府において同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性除去に取り組むこと。

説明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

昨年12月27日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、県は政府に対し、同飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望したところですが、政府は、辺野古移設について、地元の理解と協力を得られることが前提であるとの従来どおりの見解を示すのみで、具体的な取組内容等について、お示しいただいておりません。

県は、辺野古移設にかかわりなく、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてきたところであり、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであります。

政府においては、速やかな運用停止を実現するため、日米両政府に

おいて同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを作成し、 一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要が あるとともに、直ちに、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行 場所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど県民の 目に見える形での基地負担の軽減に取り組んでいただく必要がありま す。

また、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するためには、改めて 県外、国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、 講ずる必要があります。安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認 識のもと、沖縄県民の声や沖縄県議会の決議等も踏まえ、同飛行場の 県外、国外移設に真摯に取り組んでいただくよう要望します。

3 オスプレイの配備撤回について

要望

オスプレイの配備を撤回すること。

説明

オスプレイについては、沖縄配備に際し再三にわたり、これに反対 する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されていま す。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日 米安全保障体制に貢献してきました。しかしながら、進まぬ米軍基地 の整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイが配備された ことは、沖縄県民に受忍しがたい更なる米軍基地の負担を強いるもの であります。

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、平成30年2月には伊計島近海でエンジンの空気取り入れ口のカバーを落下させるという事故を起こしております。

さらに、令和3年8月には、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故、11月には宜野湾市の住宅街に金属製の水筒が落下する事故が相次いで発生しております。

こうした事案が発生する度に県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備 撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施 など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

4 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等 について

要望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施すること。
- (2) 「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定し、実現すること。
- (3) 那覇港湾施設及び牧港補給地区については、統合計画を前倒しし、早期返還を実施すること。
- (4) SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO: SACO with Okinawa)を設けること。
- (5) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、 返還時期、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等の十分 な説明・更新を行うこと。
- (6) 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について 県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (7) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講じること。
- (8) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと、また、国有地の活用、返還時期等について地元の意向に配慮すること。
- (9) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (10) 駐留軍等従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- (11) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、県・市町村の意向を尊重すること。

説明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を 図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・ 事故の減少にもつながるものであり、日米両政府は、「再編実施のた めの日米のロードマップ」及び「沖縄における在日米軍施設・区域に 関する統合計画」に基づく在沖海兵隊約9千人の国外移転を確実に実 施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

更なる米軍基地の整理・縮小を行うに当たっては、新たな在沖米軍の整理・縮小のためのロードマップを策定し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定することを求めます。その数値目標の設定に当たっては、2024年に開始される在沖海兵隊のグアム移転に係る米軍基地の整理・縮小だけでなく、普天間飛行場も含めた米軍基地の更なる沖縄県外、国外への移設を前提とするとともに、沖縄県や市町村の意見を十分反映させることによって、県民が納得できるものにする必要があります。

特に、那覇港湾施設については、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっております。同施設の返還は、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであり、代替施設の提供に先立ち、早期に返還を実施するよう要望します。また、牧港補給地区についても、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、早期に返還を実施するよう要望します。

SACO合意から25年以上が経過しており、アジア太平洋における近年の安全保障環境の変化を踏まえ、SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO)を設けることを強く求めます。

統合計画に示されている返還時期については、3年ごとに更新され、公表されるとしておりますが、発表から9年以上経過した現在でも更新されていないことから、更新を行う必要があります。

また、統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組内容が示されていない部分があり、政府において十分な説明を行う必要があります。

統合計画の実施に当たっては、米側が作成するマスタープランにおいて、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることから、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設ける必要があります。

移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと、新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること、地元の意向を反映させ、計画的に実施されること、及び移設先の地元の要望については具体的な支援策を講じる必要があります。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

文化財調査の計画的な着手、文化財調査専門員の確保などへの支援を行っていただく必要があります。

駐留軍等従業員の雇用確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題であります。

このような建設等を行う計画がある場合は、沖縄県及び市町村に対する詳細な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

5 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より見直し要請を行ってまいりました。

平成29年9月には、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れて、11項目28事項の見直し要請を行ったところです。

政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

沖縄県が行った他国地位協定調査の結果、NATOに加盟するドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスや米軍を訪問軍として受け入れるフィリピン、オーストラリアでは、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。

そもそも、なぜ47都道府県の1県に過ぎない沖縄県がこのような調査を行わなければいけないのか、政府は真摯に考えるべきであります。

また、令和2年7月、海兵隊普天間飛行場やキャンプ・ハンセン等において、新型コロナウイルス感染症の感染が爆発的に広がりました。令和3年12月には、キャンプ・ハンセンでクラスターが発生し、

キャンプ・ハンセン以外の在沖米軍基地内においても感染が拡大しました。同時期には、キャンプ・ハンセンに勤務する海外渡航歴のない日本人従業員が、県内で初めてとなるオミクロン株感染と判明する等、基地由来と思われる県内での感染拡大が問題となり、県民に大きな不安を与えました。その際には、ワクチン接種完了済みであることを前提に、出国時、到着直後ともにPCR検査をしていなかったなど、米軍における日本への入国時検査について、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになっております。

嘉手納飛行場などの米軍基地へ直接入国する場合、検疫について国内法の適用がなく、米軍が検疫を行うこととなっており、日本の水際対策が適用されていなかったことが、感染拡大の一因となったと考えられます。

平成30年7月と令和2年の11月の全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられました。

政府においては、国民の権利と財産を守るため、米軍に航空法や検 疫法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直し作業に 早急に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、PFOSを含む泡消火剤の漏出など環境に影響を及ぼす可能性がある事故や環境汚染が確認された場合、米側からの通報の有無にかかわらず、地元自治体の意向を踏まえた環境調査が実施できるよう求めます。併せて、米軍からの通報対象となる事故を、環境に影響を及ぼす可能性のある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合まで広げるとともに、円滑な立入りを求めます。

また、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立入りなど、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化を要望します。

沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化 財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。しかし ながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続によること とされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化 財調査が中断していました。

その後、平成29年10月に文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となりましたが、より円滑に立ち入ることができるよう要望します。

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定については、日米

地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直 しが事件・事故の減少に直接繋がるものか明らかではありません。引 き続き、軍人・軍属にかかわらず、米軍関係者の教育・研修の強化等 に取り組んでいただく必要があります。

また、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を、 県及び関係地方公共団体へ速やかに提供していただく必要がありま す。

6 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音等の軽減について

要望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練 移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ 実効性ある対応策を講ずること。さらに、両飛行場所属航空機の県 外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限 等を実施すること。
- (2) パパループ(通称)への防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること。
- (3) 嘉手納飛行場の通称パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- (4) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における 航空機騒音規制措置を厳格に運用すること。
- (5) 同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- (6) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講じること。また、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査し、同調査を踏まえた環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- (7) 伊江島補助飛行場における騒音対策の強化を図ること。
- (8) 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅 地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止すること並びに実 弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。
- (9) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の 適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防 音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (10) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- (11) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外と された3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維 持費を補助対象とすること。

(12) 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、当該地方公共団体に対し、 十分な財政措置を講ずること。

説明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところでありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的、かつ、実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行っていただく必要があります。

嘉手納飛行場のパパループ内に防錆整備格納庫の規模を拡大し、整備する移設計画について、当該地区は住民居住地域に近接しており、周辺住民の更なる基地負担の増大につながるものであります。

また、地元自治体においても、当該施設について米軍側からの説明では危険性や環境悪化のおそれがある工場に類する施設と推察されるが、周辺環境へ多大な影響を与え得る大規模な施設を住居居住地域に近接させるような計画が持ち上がること自体、周辺住民への配慮に欠けていると指摘せざるを得ないとの意見があり、周辺住民への配慮に欠けていること及び生活環境への影響を及ぼす可能性も考えられることから、パパループ地区への防錆整備格納庫移設計画の即時撤回を求

めます。

嘉手納飛行場については、平成31年2月から、再編工事に伴い、パパループがMC-130特殊作戦機の駐機場として一時使用されており、騒音及び悪臭を発生させ、被害が増大し深刻な問題となっていることから、地元が負担軽減を実感できる航空機の騒音及び悪臭の軽減に取り組む必要があります。

さらに、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、夜間騒音や地上騒音による睡眠妨害、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の 飛来や夜間の訓練が頻繁に行われており、令和元年5月には普天間飛 行場における騒音測定値がこれまでで最大となる124.5デシベルを観 測するなど、昼夜を問わない騒音の発生が恒常化しています。

また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等では、上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意 された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定 局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音 規制措置を厳格に運用する必要があります。

さらに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会において両措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されております。平成30年10月に公表された欧州WHO環境騒音ガイドラインでは、睡眠への悪影響が生じるとして夜間等価騒音レベルは40デシベル以下とするよう示されております。しかし、毎年多くの航空機騒音測定局では、40デシベルを超過している状況にあり、令和3年度は最大56デシベルに達しております。このため、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されることから、夜間の航空機騒音による健康への影響を調査するとともに、夜間等価騒音レベルLnight(エルナイト)などの夜間騒音の評価に適した指標による環境基準を設定するなど、適切な対策を実施する必要があります。

伊江島補助飛行場においては、伊江村西崎区・真謝区の航空機騒音測定結果によると、平成29年度の騒音回数は合わせて5,065回であったのに対し、平成30年度のLHDデッキの改修後、令和元年度は10,059回、令和2年度は10,544回、令和3年度は9,821回と平成29年度から比べると2倍近くの騒音回数が記録されています。また、F-35B戦闘機の訓練に対する騒音苦情が増加しており、離着陸訓練が令和3年には99回、令和4年は4月だけで147回確認されていることから、夜間の飛行や住宅地上空の飛行を回避する等、適切な騒音対策を講ずる必要があります。

北部訓練場においては、東村高江区牛道集落の航空機騒音測定結果によると、平成26年度の騒音回数は1,474回であったのに対し、平成27年2月のN-4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降はこれが増加し、令和3年度は3,662回となっています。地域住民は騒音による負担を強いられ、騒音が生活環境に大きな影響を及ぼしていることから、適切な騒音対策を講ずる必要があります。

キャンプ・シュワブの名護市辺野古区における航空機騒音測定結果によると、令和2年度の航空機騒音回数は1,353回であったのに対し、令和3年度は2,327回となっており、約1.7倍に増加しています。また、令和2年度の実弾射撃訓練、廃弾処理等による騒音回数は356回であったのに対し、令和3年度は131回に減少しているものの、令和3年4月に過去最大の測定値となる113.2デシベルを測定しており、地域住民からの苦情や不安の声が増加しております。さらに、平

成30年6月には名護市数久田において流弾事故が発生するなど、実弾を使用した射撃・砲撃訓練等に伴う被害が相次いで発生しており、県民に大きな不安を与えています。

つきましては、住宅地域に近い北部訓練場のN-4地区、キャンプ・シュワブのフェニックス、ガンダー、キャンプ・ハンセンのファルコン等のヘリコプター着陸帯の使用を中止するなど、住宅地上空の飛行を回避する対策を講ずる必要があります。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練、廃弾処理等については、爆発音や振動による安全対策や騒音対策を強化する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 L den62デシベル (75WECPNL) から環境基準値 L den57デシベル (70WECPNL) に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図る必要があります。

また、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努める必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするとともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28 年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助 対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図 り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象と していただく必要があります。 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、実態把握のための調査や健康への影響評価等の必要な調査を地方公共団体が実施した場合、基地の提供責任者である日本政府において十分な財政措置を講じていただく必要があります。

7 米軍の活動に起因する環境問題や公衆衛生について

要望

(1) 嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等の周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物(PFOS等)については、基地内にある全てのPFOS等を含有する泡消火薬剤の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表するとともに、基地内におけるPFOS含有水等の適正処理に加え、基地内の泡消火薬剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること。

また、県及び関係市町村が求めている汚染源を特定するための調査への協力や、住民を対象とした健康に係る調査の実施、最新の科学的知見に基づく浄化対策の実施、PFOS等対策に係る費用負担など、適切な対応策を講ずること。

加えて、令和4年6月15日に米国環境保護庁が公表した有機フッ素化合物に関する健康勧告値の厳格化を踏まえて、その詳細と背景を調査・分析するとともに、日本政府の対応方針等を定めること。また、PFOS等に関する土壌環境基準及び基準超過土壌の浄化方法を早急に設定するとともに、県や市町村が実施する土壌調査等に要する費用を国が負担すること。

- (2) 令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行により、米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合においても、元請業者による知事等への事前調査結果の報告が義務化されたことから、発注者である米軍に対し元請業者の報告が確実に行われるよう周知し、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立すること。
- (3) 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策をとること。
- (4) 米軍航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策をとること。
- (5) 米軍施設・区域内で発生する廃棄物については、米国政府の責任で、排出の抑制やリサイクルの推進に努めるとともに、基地内での

可燃物、不燃物、資源化物等の分別や焼却処理等の実施、民間業者 を活用した処理体制の構築等、廃棄物の処理が円滑に行われるよう 対策をとること。

- (6) 米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、処理期限を踏まえ、適正に処理すること。
- (7) 平成26年度以降実施されていない米軍施設・区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の環境調査を再開すること。
- (8) 米軍施設・区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、原因者である米軍及び基地の提供責任者である国において、現場で土壌汚染調査等を実施し、当該調査結果を関係自治体と共有するとともに、効果的な汚染除去等の対策を実施すること。

また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、当該地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- (9) 日本環境管理基準 (JEGS) の運用状況について公表を求めること。
- (10) 米軍基地内において発症が確認された新型コロナウイルス感染症について、集団感染が発生した基地の閉鎖や健康保護レベル (HPCON)の徹底、各軍発令の行動規制及び基地内外における日本人従業員を含めた県民等への感染防止策の徹底を図ること。

また、基地内の感染状況についての速やかな情報提供及び基地内の米国人陽性者のゲノム解析等による変異株検査体制を早急に構築すること。

加えて、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本政府の措置と整合的な水際対策を徹底すること。

(11) 駐留軍等労働者等への新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を 図るとともに、PCR検査等を実施すること。

説明

比謝川や嘉手納井戸群において高濃度のPFOS等が検出されている問題については、安全な水道水を安定的に確保する上で大きな支障となっております。また、普天間飛行場周辺やキャンプ・ハンセン周辺においては、湧水、河川等で高濃度のPFOS等が検出され、地域住民に

大きな不安を与えております。

PFOS等については、発がん性やコレステロール値の上昇など健康への影響が懸念されており、令和2年4月1日に、水質管理目標設定項目として目標値を50ng/L (PFOS・PFOAの合計値)に、令和3年4月1日にPFHxSを要検討項目に追加する厚生労働省令等が施行されております。また、令和2年5月28日には、水質汚濁に係る環境基準の要監視項目として指針値(暫定)を50ng/L (PFOS・PFOAの合計値)とする環境省告示施行されております。

PFOS等の国外状況については、環境汚染物質として規制が強化されており、2022年6月に米国環境保護庁は生涯健康勧告値を約3000分の1に厳格化する方針を公表しております。

つきましては、基地内における全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表するとともに、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理に加え、基地内の泡消火薬剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えていただく必要があります。また、基地内におけるPFOS等の使用禁止や汚染源を特定するための基地への立入り調査について連携を密にして取り組むとともに、国による原因究明と最新の科学的知見に基づく汚染源の浄化対策を実施していただく必要があります。また、土壌環境基準及び基準超過土壌の浄化方法を早急に設定するとともに、県や市町村が実施する土壌調査等に要する費用を国が負担する必要があります。住民の不安を解消するための健康に係る住民を対象とした調査の実施など、適切な対応策を講じていただく必要があります。

アスベスト除去作業については、令和4年4月の改正大気汚染防止 法の施行により元請業者が事前調査結果を知事に報告することが義務 付けられました。これにより米軍が直轄で実施する工事について、米 軍基地内の解体工事に係るアスベストの調査結果の把握が可能となり、県による立入調査の申請も可能となることから、今後は当該制度 を確実に運用していただく必要があります。

普天間飛行場や北部訓練場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調

査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境 基準等の設定など適切な対策を実施していただく必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、米軍航空機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活環境や健康への影響が懸念されていることから、悪臭の原因及び実態を把握するための調査や健康への影響調査を行い、その結果を公表していただく必要があります。悪臭防止対策としては、排気ガスによる悪臭の主な原因と考えられるE-3早期警戒管制機の駐機場を移転させる等、有効な防止対策を実施していただく必要があります。

米軍基地内の事務所、商業施設、住居等から排出される廃棄物は、 米軍と契約した県内の民間廃棄物処理業者が収集し、同事業者の事業 所において可燃物、不燃物、資源化物等に分別した後、リサイクル及 び焼却処分等しております。県内にはこのような米軍基地廃棄物の処 理に対応できる民間事業者は少なく、処理の停滞が生じていることか ら、米軍自らによる可燃物、不燃物、資源化物等の分別、焼却処理の 実施や民間業者を活用した処理体制の構築等、適正処理が円滑に行わ れるよう努める必要があります。

供用中の米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準 (JEGS) に基づき米軍が処理を行っていますが、基地返還の際は米軍 側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物を日本国政府(沖縄防衛局)が保管、処理しています。

一方、PCB特措法によりPCB廃棄物の処理には期限が定められており、このうち高濃度PCB廃棄物については既に処理期限を過ぎておりますが、当面の間処理が可能となっていることから、速やかに処理委託を行う必要があります。また、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までに処理委託を行う必要があります。

今後、県内の米軍施設及び区域において返還された際に確認される PCB廃棄物が処理期限を過ぎていた場合、処分することができず、沖 縄防衛局が保管し続ける状況になることが懸念されます。 つきましては、処理期限を周知した上、米軍施設・区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、返還前に米軍が適切かつ計画的に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55年度から国の委託事業で実施していました。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、 米軍により土壌汚染調査を実施せずに土壌が搬出されたことは、汚染 の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を及 ぼす恐れがあります。

令和2年4月の普天間飛行場からPFOS等を含む泡消火剤が同飛行場外へ漏出した事故において、当事者である米軍や日本政府による除去作業は行われず、地元の自治体や消防が対応することとなりました。

つきましては、今後航空機の不時着、炎上等の事故に際しては、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講じていただく必要があります。また、提供施設外へ環境汚染物質等が漏出した際、その除去に当たっては、当事者である米軍や日本政府の責任で対応すべきと考えておりますが、効果的に連携を図り、汚染の拡散を最小限のものにすることが重要であるため、米軍、日本政府及び地元の関係機関との連係体制を構築する必要があります。

なお、地元自治体が米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性のあるPFOS等の環境汚染物質等の漏出を懸念して環境調査を実施しており、原因者でない地元自治体が環境調査等の費用を負担していることから、その経費については、日本政府の責任で財政措置していただく必要があります。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行

われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を米軍に求める必要があります。

令和2年7月、海兵隊普天間飛行場やキャンプ・ハンセン等において、新型コロナウイルス感染症の感染が爆発的に広がりました。令和3年12月には、キャンプ・ハンセンでクラスターが発生し、キャンプ・ハンセン以外の在沖米軍基地内においても感染が拡大しました。同時期には、キャンプ・ハンセンに勤務する海外渡航歴のない日本人従業員が、県内で初めてとなるオミクロン株感染と判明する等、基地由来と思われる県内での感染拡大が問題となり、県民に大きな不安を与えました。

その後、米軍の感染者数は減少したものの、現在でも散発的な感染が報告されており、再び感染が拡大することが懸念されるところです。

また、世界各地で新たな変異株オミクロン株の感染が拡大しており、国内でも空港の検疫で感染が確認されるなど、水際対策が重要となっていますが、令和3年12月の米軍の感染拡大の際には、ワクチン接種完了済みであることを前提に、出国時、日本到着直後ともにPCR検査をしていなかったなど、米軍における日本への入国時検査について、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになっております。

加えて、基地外に居住する米軍関係者と思われる者が買い物の際にマスクをしていない事例や、マスクをせず集団で基地外の公園施設等を利用する事例が散見される等、県民に不安が広がりました。

つきましては、集団感染が発生した基地の閉鎖や感染対策として米 軍が実施する健康保護レベル (HPCON)の徹底、米軍基地内での感染者 や入国者の隔離措置の厳格な実施、日本人従業員への感染防止対策、 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、訓練のための移動で あってもチャーター船などを利用し、公共交通機関を利用しないこと など基地内外における感染防止対策の徹底を米軍に求める必要があり ます。

また、感染拡大防止のためには米軍との連携が不可欠であり、米軍基地におけるPCR検査の実施状況、ワクチンの接種状況及び行動履歴

等の十分な情報を速やかに提供していただくとともに、米軍基地内でも変異株への監視体制を早急に構築する必要があります。

加えて、国内における感染拡大につながることがないよう、出入国 する全ての米軍関係者に対して、日本の措置と整合的な水際対策を徹 底する必要があります。

8 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要望

- (1) 米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないこと。
- (2) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表及び事故発生時の速やかな 通報並びに事故調査結果及び環境調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (3) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明、安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。
- (4) 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会を設置すること。
- (5) 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供すること。

説明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

今年5月には、在日米海軍のFA-18戦闘機から長さ約530センチメートル、幅約80センチメートルの燃料タンクが沖縄本島沖に投棄され、東村の海岸に漂着する事故が発生しております。

過去には、平成29年に普天間第二小学校に窓枠が、令和元年に浦西中学校に部品が落下しており、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、県民に大きな不安を与えるものであります。特に学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことであります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、日米間の飛行に関する協定に従い、学校や病院等の上空の飛行を避けるべきであります。

その他、航空機関連事故は、平成28年12月の名護市安部沿岸での

MV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故、平成30年6月の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故、11月のF/A-18戦闘機墜落事故等を含め、復帰から現在までに877件(うち墜落事故が49件)発生しております。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月に恩納村で、平成30年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後、今年6月末までに661件の山林・原野火災が相次いで発生しております。

それ以外の訓練・演習についても、提供施設外への米兵のパラシュート降下(平成29年1月、平成30年4月、平成31年4月、令和3年9月・令和4年6月、伊江島)、つり下げ訓練でのタイヤ落下(平成29年3月・金武町)、CH-53Eへリコプターからの物資投下(令和2年2月・読谷村)やコンテナ落下(令和3年7月・渡名喜村)、MV22オスプレイの飛行訓練中における部品落下(令和3年8月)、水筒の落下(令和3年11月・官野湾市)などが発生しております。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や実施時間など詳細な情報は記載されておりません。また、事故発生後の事故調査結果や環境調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。加えて、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

さらに、平成28年にAV-8ハリアーやMV-22オスプレイが、平成30年にF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機が相次いで墜落事故を起こし、十分な説明がないまま同機種の飛行及び訓練が再開されるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民の不信感も高まっております。

つきましては、演習・訓練の具体的内容の事前公表、事故発生時の 速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空 での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上 空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原 因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置 を実施していただく必要があります。

加えて、提供施設外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合、調査前の土壌の掘削、運搬など、汚染の拡散を招くおそれのある 行為を実施しないよう米軍に求める必要があります。

また、県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、県が平成29年2月9日に要請した政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置等の実現に向けて取り組んでいただく必要があります。

米海兵隊は、令和3年11月から令和4年6月まで、輸送又は訓練のため、那覇港湾施設に、MV-22オスプレイ及びCH53へリコプターを飛来させております。

政府は、同施設にオスプレイ等が飛来したことについて、いわゆる 「5.15メモ」の使用主目的に沿ったものとの認識を示しております。

しかしながら、県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着 陸する那覇空港に近接している同施設において、復帰後50年間行われ てこなかったこのような運用が行われることは、県民に新たな基地負 担を強いるものであり断じて容認できません。

つきましては、那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供していただく必要があります。

9 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について

要望

嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。

説明

読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練については、 SACO最終報告に基づき平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、その後、平成19年に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で合意されました。

県としては、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えており、これまで幾度となく嘉手納飛行場で同訓練を実施しないよう強く要請してきました。

令和2年7月9日を最後に、嘉手納飛行場において同訓練は実施されておりませんが、例外的な場合であっても同訓練を実施しないよう引き続き求めます。

また、津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についても、 同水域が定期船や漁船等が航行する水域となっており周辺住民をはじめ 県民に大きな不安を与えていることから、実施しないよう米軍と協議す るよう要望します。

10 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 繰り返される事件等の再発防止のため、より効果的な対策を実施すること。
- (4) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説明

これまで沖縄県では、米軍構成員等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪検挙件数は、復帰から令和3年12月末 現在で6,109件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶 悪事件が584件(民間人殺害事件14件を含む)発生しております。

昨年は、4月に在沖米海兵隊軍属による強制性交等未遂事件が、10月には在沖米海兵隊員による強制性交等致傷事件等が発生したほか、在沖米海兵隊員による住居侵入事件や建造物侵入事件などの刑法犯罪が41件発生しており、また、今年は、在沖米海兵隊員により、3月に窃盗事件が、5月に建造物侵入事件が発生しており、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えております。

このような米軍構成員等による事件・事故の再発を防止するには、 人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を実施すると ともに、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明 及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必 要があります。 県議会では、凶悪犯罪等が発生した場合の司令官及び上司の更迭や、事件・事故の再発防止に向けた県、日本政府、米国政府の3者による特別対策協議会の設置などを求める意見書、抗議決議が全会一致で議決されるなど、従来の再発防止策では不十分との声が高まっており、これらの対策も含め、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取組を超えた、より効果的な対策の実施を強く求めます。

県は、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表などを機会ある度に求めておりますが、今年の米軍の飲酒運転の発生件数は、7月末時点で19件発生しており、昨年同時期を上回るペースで推移していることから米軍の取り組みが極めて不十分であると言わざるを得ない状況となっております。

政府においては、飲酒運転が二度と起きないよう、教育体制の抜本的な見直しを行い、飲酒運転発生時の米軍内における罰則の強化、リバティ制度の厳格化等、実効性のある再発防止策を講じ、その内容を速やかに公表することを米側に強く働きかける必要があります。

11 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

要望

- (1) ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、対象漁業を拡大すること。
- (2) 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- (3) 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

説明

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した 海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、沖縄県は、解除対象区域及び対象漁業の拡大を求めております。

日米両政府は、現地実施協定締結日(平成26年7月16日)から1年 以内に行われる見直し作業において、使用制限の一部解除の拡大及び 漁法制限の緩和に関する可能性を検討するとしておりますが、早急の 対応をお願いします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

特に、鳥島射爆撃場については、平成20年4月に訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業を脅かす存在であるとともに、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全す

るため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還の必要があります。

北部訓練場に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な水源となっておりますが、日米地位協定第2条第4項(b)の規定により米軍が使用することが可能な状態となっております。

これらダムでの訓練は昭和63年以降行われておりませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行う事は、県民に不安を与えるものであり、安全で安心して飲める水道水の安定供給を確保する観点から、これらのダムの米軍による共同使用の解除を求めます。

12 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

要望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。
- (5) 北部訓練場の返還跡地における制限空域を速やかに解除すること。

説明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の発展のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが 重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を 伴う立入調査(文化財調査、自然環境調査等)を行う必要がありま す。

跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されております。しかしながら、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施していただく必要があります。また、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を図っていただく必要があります。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏

まえ、国の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の 自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を 踏まえた保全措置が必要であります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、「沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な支援が必要であります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要であります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があり、返還等されるまでの間においても、現地調査又は工事の実施が可能な場所については、早期に現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、しゅんせつ等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

加えて、平成28年12月に返還された北部訓練場の返還跡地上空について、訓練空域は変更されましたが、制限空域は、過半の返還から3年以上が経過してもなお変更されていないことから、速やかに制限空域の変更を行っていただく必要があります。

13 尖閣諸島を巡る問題について

要望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを 国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、海上保安庁の巡視船による現場海域での冷静かつ毅然とした対応を継続するとともに、さらなる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずること。
- (3) 平成26年に日中両国間で確認された「日中関係改善に向けた話合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交(対話)によって、中国との関係改善を図ること。

説明

平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続 水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

令和3年の1年間で中国公船が領海に侵入した総時間は約391時間であり、令和2年の約227時間を大きく上回っております。なお、令和4年についても、8月24日時点で既に約278時間に至っており、7月には64時間17分に渡って領海侵入を続ける事案も発生しました。

また、令和2年5月以降、領海内で中国公船が県内漁船を追尾し、地域漁業者に大きな脅威を与える事態が頻繁に発生しております。加えて、令和3年2月から7月までの接続水域への連続航行日数157日は、尖閣諸島の国有化以降最長を記録しております。

さらに、令和3年2月1日には、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む中国海警法が施行され、漁業者に更なる脅威を与える状況となっております。

このように、尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

このため、沖縄県は、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請しているところです。

政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、県民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保及び同諸島の平穏かつ安定的な維持管理について、適切な措置を講じていただく必要があります。

14 沖縄県周辺海域における中国による危険な軍事訓練の中止を申し入れること等について

要望

- (1) 県民の生命・財産の安全を脅かす危険な軍事訓練を沖縄県周辺海域で今後行わないよう、日本政府から中国政府に強く申し入れること。
- (2) 地元自治体や漁業関係者等への事前の情報提供を適時適切に行うなど、住民生活の安全確保、我が国の排他的経済水域(EEZ)における本県漁業者の安全操業の確保のため、万全の措置を講ずること。
- (3) 米中をはじめとする関係国などにおいて、今回の緊張状態をエスカレートさせることなく、冷静かつ平和的な対話を通じて緊張緩和が図られるよう、首脳や関係閣僚による政治・外交・安保対話を促進するなど、日本政府として積極的な役割を果たすこと。

説明

防衛省は、令和4年8月4日15時頃から16時過ぎにかけて中国が9 発の弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が、波照間島の南西の日本 の排他的経済水域に落下したと推定していると発表しております。

県民が生活する島々の周辺海域に、中国がミサイルを落下させたことについては、一歩間違えば甚大な被害を生じさせるものであり、極めて遺憾であります。

また、この周辺海域では、本県漁業者がマグロはえ縄やカジキ、底 魚一本釣り等の漁業を行っており、今回の脅威に対して、大きな不安 と恐怖を感じ、出漁を自粛するなど、大きな影響を受けております。

沖縄県としては、米中の対立等によりアジア太平洋地域の緊張が高まり、不測の事態が生ずることは決してあってはならないと考えており、機会あるごとに政府に対して、緊張緩和と信頼醸成について要請してきたところです。

今般の事態を受けて、県民の生命・財産の安全を確保する観点から、要望いたします。

15 自衛隊の配備及び米軍との運用について

要望

- (1) 自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないようにすること。
- (2) 地元に与える影響が大きい米軍及び自衛隊の運用については、速やかに地元自治体に情報を提供すること。

説明

自衛隊は、我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や不発弾処理等、県民の生命・財産を守るために大きく貢献していると考えております。

一方で、自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響を巡って、様々な意見があるものと承知しております。

つきましては、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に 説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることが ないようにする必要があります。

また、令和3年12月に報道された南西諸島への臨時の軍事拠点配置を含む日米の共同計画については、その詳細が明らかになっておりません。

その後、令和4年1月7日の「2プラス2」共同発表では、「日米は、同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎し、」「南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させる」旨が示されました。

防衛省は、「施設・区域の共同使用は、運用に掛かるより緊密な日米間の調整、相互運用性の拡大などの観点から、充実すべき日米協力分野の一つであると考えており、これまでも様々な検討を行ってきている」、「他方、日米間の具体的なやり取りや検討状況については、相手方との関係や情報保全などもあり、お答えを差し控える」として

おります。

しかしながら、県としては、地元に影響を与える影響が大きい米軍 及び自衛隊の運用については、速やかに地元自治体に情報を提供する 必要があると考えております。

16 不発弾処理における負担の軽減について

要望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の対象区域を海域にも広げるとともに、国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後は、国直轄の事業とすることで、不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 自衛隊の一時保管のために沖縄県が維持・管理している不発弾保管庫については、国が引き取り、その責任のもとで直接維持・管理すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

説明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残 された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約21トンあり、令和2年度実績でみると全国の約58パーセントを占めており、今なお処理されていない不発弾が約1,893トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を 図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や 市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。